

第 28 回市場化テスト WG・第 13 回官業民営化等 WG 合同 WG 議事録( 文部科学省ヒアリング )

1. 日時：平成 17 年 11 月 8 日（火） 14:15～15:00

2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 4 会議室

3. 項目：独立行政法人日本スポーツ振興センター

4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議

八代主査、草刈副主査、黒川委員、安念専門委員、翁専門委員、福井専門委員  
美原専門委員

文部科学省

スポーツ・青少年局企画・体育課 課長 岡本 薫

課長補佐 水田 功

課長補佐 前田 俊夫

課長補佐 土松 憲次

競技スポーツ課 課長補佐 水井 義武

学校健康教育課 課長補佐 井上 恵嗣

大臣官房総務課行政改革推進室 室長 永山 裕二

八代主査 それでは「官業民営化等WG・市場化テストWG」の合同のワーキンググループを開きたいと思います。お忙しいところ、わざわざおいでいただきまして、ありがとうございました。

最初に、こちらからお願いがあったと思いますが、15分ぐらい、独立行政法人日本スポーツ振興センターについて御説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

岡本企画・体育課長 文部科学省の企画・体育課長の岡本と申します。よろしくをお願いします。

調査票の方の「1. 根拠法令」、これは言うまでもありませんが、日本スポーツ振興センター法というのが根拠法令でございます。

従業員数は、366名でございまして、このうち、後ほどちょっと申しますが、t o t o のサッカーくじの担当者25名の人件費はt o t o の売上から出すということになっております。この25名だけがちょっと違う扱いになっております。

予算額は、平成17年度で470億円でございます。

それから「4. 事務・事業の内容」でございまして、追加資料の方をお開きいただきまして、1ページを見ていただきますと「沿革」と書いてございまして、かつて特殊法人が3つございまして、スポーツの関係の国立競技場。それから学校の安全の関係の日本学校安全会。それから日本学校給食会と3つあったわけでありまして、これが徐々に統合されていきまして、平成15年からスポーツ振興センターになったわけでございます。したがって、この独立行政法人の仕事が非常に多岐にわたっております。

それから、追加資料を1ページめくっていただいて2ページをごらんいただけますと、これが御質問の4と8の①に相当する分でございますけれども、先ほどございました、それぞれのスポーツ関係の施設運営、研究・研修、助成、それから健康関係の災害共済給付、研修・調査等についての16年度の実績と17年度の予定でございます。

施設運営は、大体細かく申しませんが、御存じかと思いますが、国立競技場の運営、それからラグビー場、代々木の第1、第2体育館の運営でございます。

研究・研修は、いろいろございますが、アテネオリンピックでたくさんメダルを取って、ちょっと注目されました科学的なスポーツの競技力向上の支援などを行っております。

助成は2種類ございまして、スポーツ振興基金というのと、それからt o t o、いわゆるサッカーくじと2種類ございまして、ここにありますような形で助成をしております。

それから、健康というのが、ちょっとややこしいんですが、健康の概念に実は食育基本法というのができましたが、これとか、あるいは安全もこの概念に入っております。

災害共済給付は、学校の設置者、これは私立も入りますけれども、それと国と保護者が一緒になって、互助共済のようなものを行っている、学校で事故があった場合に、ここからお金が出るというシステムでございます。

研修・調査等、これはいろいろございますけれども、先ほど申しました、安全の関係、食の関係、それから保険の関係、こういったものが含まれているわけでございます。

3ページでございますが、特にサッカーくじの関係につきまして、御関心があるということで、少し詳しくに御説明させていただきます。

3ページの左半分にございますが、この事業は、スポーツ議員連盟、これは共産党を除く超党派の国会議員の議員立法で、10年に法律ができて、13年から販売開始しております。

種目はサッカーに限りまして、複数の試合結果を対象とし、売上の半分を払い戻す。19歳未満は購入禁止でございます。

くじの種類は、13試合の勝ち、負け、その他を全部予測すると。これは160万分の1の確率でございます。

それから、t o t o G O A Lというのは、5試合10チームが勝ち、負けではなくて何点得点するかというのを当てるものでございまして、これが105万分の1でございましたが、後ほどちょっと申しますけれども、売上が落ちていることの改善策としまして、当たりやすくしようということで、t o t o G O A Lというのは販売をやめまして、t o t o G O A L 3というのを5月から売り出しております、これは4,096分の1で、これはかなり売上が伸びているものでございます。

右の上に行っていただきまして、赤字になっているという報道がときどきございますけれども、実は、毎年① - ② - ③という収益を見ていただくと、15年度にはほぼゼロになっておりますが、今のところまだ赤字にはなっておりません。

ときどき累積赤字がたまってという報道がときどきございますが、これは実は間違いで

ございまして、一番右の欄を見ていただきますと、システムを始めるときの初期投資がございまして、これが351億円あったわけがございまして、この償還が計画どおりに行かなくなっていると。毎年減らしておりますけれども、16年度末で224億円残ってしまっている。こういう状況でございます。

これは、センターと受託会社との民民関係でございますが、受託会社がセンターに対しては、224億円に対して催告というのは行っておりません。なぜかといいますと、この事業は、受託会社に委託しておりますので、この状態をつくったのは受託会社ですから、催告はしない。今のところ、こういう状況になっております。

それから、助成件数等は、3ページの下の方でございます。

4ページでございますが、こういう状況でございますので、これは何とかしなければいかぬということで、もともとスポーツ議員連盟の発案でございますので、議員連盟の方でいろいろ御心配いただきまして、プロジェクトチームでいろいろ御提言をいただきました。それを18年度から実施する予定でございます。

第1期の契約は、5年間でしたけれども、受託会社に丸ごと全部委託しておりましたけれども、どうもこれがうまくいかなかったということで、内容ごとに、企業群に18年度からは委託しようということで、今、相手を探している状況でございます。

システムの方は、当たりやすいくじの発売ということで、最初法案を審議しましたときに、これは射幸心をあおるのではないかとということで、いろいろ法案の中身が変わったりしまして、射幸心をあおらないように、めったに当たらないようにするというシステムにしたわけがございまして、めったに当たらないものを買う人はいないわけでありまして。これを当たるようにする。243分の1というのを発売しようということを考えております。

それから、予想する必要のないくじ、インターネット販売、コンビニエンスストアでの一般販売をどんとやる予定でございまして、実は、この一部は17年度から販売を実施しております。

17年度は、先ほど申しましたt o t o G O A L 3が調子いいものですから、前年度と同じぐらいを何とか確保したいということでやっております。

次は、新聞紙上をお騒がせしました、会計検査院から指摘された事項を御参考までに入れておきました。

5ページのAと書いてございますのが、これが実は、公認会計士はいいと言ったんだけど、会計検査院が不適切と言ったものでございます。

これは、どういう趣旨かと申しますと、右下のところに負債の全体額、今、受託会社に借金が233億円ありますというトータルを示そうとしたものでございます。

それで、会計検査院がこうしろと言ったのが6ページのBの方でございまして、この形になりますと、受託会社に幾ら借金があるのかよくわかりません。一番最後のところに、当該事業年度において、70億2,000万円ありますと書いてありますが、これは全体ではないわけがございまして、これと表の中のどこかを合計しないといけないのでございまして、

会計検査院はBの方がいいと、公認会計士はAの方がいいということでもめたということ  
でございます。

それで、規制というのがテーマでございますので、ちょっとよけいなことを申しますけれども、先日、私、公認会計士協会の方の講演を聞きまして、この問題の本質がやっとわかったんでございますが、この問題は、今後むしろ国立大学法人で多発する構造的な問題だそうございまして、独法におきまして、国立大学法人におきまして、企業会計基準を採用しました。それによって、会計、経理の自由度が増したわけございまして、企業会計基準というのは、わかればいいと、アカウントビリティーをキープできればいいというものだそうでございます。したがって、表の中に入れるか、外に入れるか、これも自由になっているそうでございます。

例えば、今、各省庁の貸借対照表ができておりますけれども、最初につくった貸借対照表は、国債発行残高、これは国の借金ですが、これが貸借対照表の負債のところに入っております。これを各省の予算に比例配分して入っております。

ところが、これは各省が努力して返せるものではありませんので、おかしいじゃないかということになりまして、現在の各省庁貸借対照表では、負債の部には国債を入れないで、このように表の外に別記で書いているわけでございます。これは、どっちでもいいという世界のようなんですが、そういうあやふやなことがありますと、国立大の方々なんか大変心配しまして、こういう場合どうするんだという膨大な質問を文部科学本省に投げまして、それに対して、文部科学省本省が膨大な答えを出した。

それが、通知になっておりまして、これは独法では国立大学の方でございますが、注釈というのがありまして、それから実務指針があります。これにあらゆることが書いてありまして、公認会計士協会は、よせばいいのにと言ったらしいんですけれども、ちょっとでもこれからずれていると、会計検査院が不適切という事態になっているそうでございます。

公認会計士さんたちは、これに非常に反発しているそうでありまして、自分たちが適正と判断しても、会計検査院がいかぬと言うと。

彼らに言わせると、会計検査院というのは、税金の使い方をチェックするのではないのかと、会計基準に合っているものについて、どこに書くかなんていうことは、会計検査院の仕事ではないんじゃないかということを行っているらしいんでございますが、17年度決算はえらいことになるわけございまして、16年度決算が、国立大学法人は初めてでございましたが、そこで、こんなにいっぱいもめたものでございますから、17年度は、恐らく各国立大学が公認会計士に対して、これで大丈夫でしょうね。会計検査院から文句出ないようにしようねと多分言うだろうと。すると、公認会計士はこれを全部勉強しないといけないと。こういう状況になってしまっているようでございます。

ちなみにあほな例をいっぱい教えていただきましたが、この中にみんな書いてあるんですが、ちょっとだけ申しますと、大学の農場で生まれてしまった子牛と、買って来た子牛をどう書き分けるか、これはちゃんとこの中に書いてあります。

東大の赤門は、建物でいいのか、その場合、減価償却はどうするのかと、全部ここに書いてあります。

それは、一般の企業で別にばらばらでもわかればいいじゃないかという世界であります。が、実質的に規制が大幅に強化されているというような泣き声があちこちから聞こえておりますので、御参考までに申し上げました。

調査表の方に戻っていただきまして「５．民間開放の状況」でございますが、日本スポーツ振興センターにおきましては、民間開放につきまして、中期計画で、ここにございますように、積極的に推進すると定めております。

どうなっているかと申しますと、追加資料の方の７ページをごらんいただきたいんですが、ここに全部一覧として入れておきました。

先ほど申しました関係業務のすべてについて何らかの民間委託をしております。

それで、中期計画が始まってから、右から左に移したのもございます。例えば、施設運営のところの一番下の「・スポーツ博物館展示資料搬入・搬出及び受付業務」。その右にあります「・使用料徴収等窓口業務」。これは途中で検討した結果、これも委託できるだろうということで、左にずらしたものでございまして、これはこれからもどんどん左にずらしていこうということでございます。

調査表の「６．当該独立行政法人を廃止した場合の影響」でございますが、これは先ほど申しましたように、事業が多岐にわたっておりますので、これをいきなり全部廃止と言われてしまいますと、ちょっと紋切型で申し訳ございませんが、そこでございますように、国の政策の遂行に重大な支障を来すおそれがあると。こういうお答えをせざるを得ないわけでございます。

次の「７．更なる民間開放についての見解」でございますが、私どもこれにつきましては、先ほど申しました７ページにありますような個別業務の民間委託という話と、それから「市場化テスト」によります包括的業務委託というのは、ちょっと考え方が違うかなと思っております。

前者の個別業務の民間委託につきましては、先ほど申しましたように、どんどんやっていくつもりでございますけれども、これはある意味、下からという言い方がいいかどうか分かりませんが、下から個別の業務を明らかに民間に委託するものが、だれが見たって適切であり、かつ可能でしょう。適切かつ可能なものについて見直しまして、どんどんやっていこうということでございます。

それに対しまして、包括的業務委託というのは、上からどんという言い方がいいかどうか分かりませんが、丸ごとどんと委託するわけでございますので、これについては検討する場合、180度発想を変える必要があるんじゃないかと思っております。

具体的には、２つ目のポツにございますように、小規模な業務をやってきた、今までは民間委託が明らかに適切可能というのを進めていたわけでございますけれども、その発想を変えて、むしろ逆に民間委託が適切でない業務を特定して、それ以外は全部対象なんだ

と。すべての独法のすべての業務について同様の考え方でやっていくと、こういうことじゃないかと思っておるわけですが、文部科学省だけを見ましても、いろんな独法がございまして、類似の業務をやっているところもあれば、7ページもそうでございますが、かなりのものを民間委託して、あと残っているもの、例えば作業というよりも、意思決定部分だと、こういう場合もございます。

したがいまして、少なくとも文部科学省全体として民間委託が適切でない業務はどういうものなのかということについて、統一的な基準なり考え方なり、これが決められるべきではないかと思っているわけですが、大臣官房の方に、それをお願いしているところでございます。

民間委託が適切でない業務ではないとされたものについて、既に民間でできるかということを検討していくという筋道ではないかと思っているわけですが、これは一般論で申し訳ありませんが、私どもはこういうふうに思っております。

ということで、実は、次のページの8番の②、③、④についてお答えしてしまったようなものでございますが、②、③、④の下に書いてあることは、ちょっと紋切で感じが悪いことが書いてあって誠に申し訳ありませんが、中の話で申し訳ないんですが、これは大臣官房が決めました、省全体の見解でございまして、「市場化テストの実施の可否を決するに足る十分な条件が整っていない」と、この見解に各局が拘束されているわけでございます。

したがいまして、比較対象としましては、各法人ごとに「市場化テスト」による包括業務委託ということを検討する場合には、次のことが必要と思っております。

まず第1に、文部科学省全体として、ここに書いてある見解を撤回ないし変更すること。

第2に、先ほど申しましたように、民間委託が適切でない業務について、文部科学省全体の考え方や基準を決めること。

第3に、先ほど申しましたように、そうじゃないんだとなったものについて、民間でできるかということを検討するというプロセスではないかと思っているわけですが、

これは、ある意味、私はリスクマネジメントの問題でもあるかなと常々思っておりますが、今まで、ここに並んでいる人はみんなそうですけれども、ある仕事を自分でやってきた人が、丸ごと民間委託したらどうですかと言われた場合、民間を信用するか、しないかという問題ではなくて、システムが変わるわけですので、システムを変えたときに何か悪いことが起こりはしないかとか、アカウントビリティーはキープできるのかとか、責任はだれが取らんだとか、どうしても心配をいたします。

そのときに、これはやはり省全体として、この程度のリスクは負ってこっちに行くんだとか、あるいはここから先は行かないんだということがルール化されておりませんか、各担当者は、やはり何か悪いことが起こるかもしれないから反対だと、こうなってしまうわけでありまして、適切論をやっているときに、民間でもできるんじゃないですかというできない論が出ると、ちょっとすれ違うところが、実は局内で議論してもそういうこ

とがあるわけでございます。

したがいまして、省全体でそういう考え方を示していただきたいと。こういうことを言うと、帰ってから官房の偉い人にえらい怒られると思いますけれども、ワーキンググループの方といたしまして、文部科学省に対して、そういう考え方を示せとだけ言っていると、各局の下々の者としてはありがたいわけでありませう。

なお、蛇足ですが、今、申し上げたことは、包括的業務委託についての話でございます。個別的業務委託は、先ほど申しましたように、7ページに書いてあることを今後とも見直して、どんどん左に持っていきたいと思っております。

早口で雑駁で申し訳ありませんでした。以上でございます。

八代主査 どうもありがとうございました。

文部科学省が、各部局にそんな統一的な見解を出しているとは知らなかったことです。そういうことをしていたら、個別に議論する意味が全くないわけですから、当然対応いたしますけれども。

草刈副主査 私は、それはすごく問題だと思っております。これを「市場化テスト」にかけるべきだという提案をしましたね。そこで来る答えは、あらゆるアイテムに対して、みんな同じなんです。やはりよくないと思えますよ、おっしゃるとおり、それは是非やめていただきたい。

永山行政改革推進室長 基本的な「市場化テスト」の制度設計は、恐らくそちらの「規制改革・民間開放推進会議」の方でいろいろ御検討されていると。当然それについては、これは昨年来いろいろ議論させていただいておりますけれども、さまざまな形で相談といひますか、こちらとしてもいろいろな形で意見を言いながら、それが恐らく、政府の基準として集約して行って、それが政府全体としての基準になっていく。

それに基づいて、来年度以降、本格実施ということであれば、それに基づいて制度が動いていくということだと思っております、そういう形で、いろんな基準ができ上がって、今、過渡的な段階にあると思っております。

そういう今の段階で「市場化テスト」について、できるのかどうか、政策判断しろと言われると、なかなか難しいですねというのが8番の趣旨です。

一方、個別の業務について、「市場化テスト」というのを少し置いておいて、では民間開放できるのかどうかと、これについては、個別に、これまでも私どもが先ほど説明したように、適切かつ可能であるという判断をしたものについてはやってきていますし、それはそれだけで十分なのかどうかということの議論は当然できると思っております、それを例えばこの後の学生支援機構でもそういう御説明をさせていただくと思っております。

福井専門委員 適切かつ可能というのは、どういう基準ですか。

永山行政改革推進室長 先ほど説明させていただいた民間委託が適切、可能と。

福井専門委員 基準は何でしょうか。文部科学省として適切可能という何らかの基準をお持ちでしょうか。

永山行政改革推進室長 それは持っていると思います。

福井専門委員 そうすると、それは個別判断でいいわけですね。

永山行政改革推進室長 今は個別判断です。

福井専門委員 要するに、個別判断で、民間開放になじむかどうかは、別に議論してよろしいわけでしょう。

永山行政改革推進室長 政府全体として、例えばいろんな場でこれまでも議論されてきて、例えば「行政改革委員会」で、平成8年ぐらいでしたか、一応基準というものは示されたり、いろんな幾つかの、私としても判断する基準が政府全体としてあり、それに基づいて、我々として資料でありますように、明らかに適切かつ可能なものについて、徐々にということだと思いますけれども、進めてきていると。その判断は個別の判断ということです。

翁専門委員 既に民間がやるかどうかというのは、もう「行政改革委員会」のところで、官がやらなければならないことについては挙証責任があるということになっているわけじゃないですか。どうして、その対応を今までやっていないのですか。

永山行政改革推進室長 個別には、いろいろな形で、例えば翁専門委員も参加されている参与会議で言う、個別の挙証責任といいますか、いろいろな形でそれぞれの法人ごとに説明はさせていただいていると思います。

福井専門委員 包括的業務委託について、要するに、何か統一方針が存在して、「市場化テスト」にかけるのが適切であるとか、ないとかというのを、今、言う段階ではないというのであれば、個別の議論というのは、全く意味なくなりますね。

ひょっとしたら同じことをおっしゃっているのかもしれませんが、「市場化テスト」というのは、勿論、現在法案がかたまっているわけではないし、これから煮詰まるものですが、「市場化テスト」とは基本的にこういうものだ、ということについては、条文の形ではないかもしれないけれども、相当具体的なコンセプトも含めて、私どもの会議として公表し、お示しをしたのもありますね。それを前提に議論していただければいいだけのことです。

逆に言えば、もしこの点が明らかでないから教えてほしいということであれば、むしろ問題意識を提示していただければ、可能な範囲でお答えするのは、やぶさかではないわけです。そういうふうにとらえていただかないといけないし、また「市場化テスト」の可否については、コンセプトの一般論は御存じだという前提で申し上げれば、要するにア prioriに民営化になじまないような業務がある、すなわち、そもそも官民競争入札という前提にたどり着くまでの段階で官業のまま維持する方が適切だというのが、何らかの実質的根拠をもって存在するのであれば、そこを教えていただきたいということであり、それが、現時点での一番の眼目です。

それは別に条文が明らかにならなくても、業務の性格に応じて存在しているはずですから、そこを個別に議論させていただくということによろしいですね。

永山行政改革推進室長 個別の議論は結構でございます。申し上げたように、「市場化テスト」の対象にできるかどうかという最終的な政策判断は、まだ今の段階では、こういう公開の場で文部科学省として責任を持った決断はできないということ。ただ、民間開放、民間委託と言った方がいいのかもしれませんが、今、我々がやっている民間委託をどこまでできるのか、この法人のここについてはできないんじゃないかという個別の議論については、当然この後の支援機構はそういう議論をさせていただきますし。

八代主査 それは、いいんですけれども、ここでもそういう議論をしていただかないと、これは日本スポーツ振興センターのやっている業務で、これは民間ではできないんだということを、むしろそちらが立証する責任があるわけなんです。

永山行政改革推進室長 それは、今、整理させていただいているのが、局の方から出させていただいている追加資料の7ページ。

岡本企画・体育課長 もし、お許しいただければ、7ページの右側につきまして、なぜ右側に整理しているかということ。

前田課長補佐 それでは、一番上の部分でございますが、施設の運営部分につきまして、御説明させていただきます。

施設の運営部分については、ほとんど民間委託をしておりますので、残っておりますものは、施設の管理者として民間委託をしている部分の指導・監督する部分。それから、施設も相当老朽化しておりますものですから、その整備計画、それから施設の改善計画を企画・立案していく部分については、センターがやるべきものと考えています。

八代主査 だから、まさしくそれを聞いているわけで、なぜそれをセンターがやらなければいけないのかということですか。

つまり、国立競技場全体として、どうやったら効率的に運用できるかというのは、ある意味で民間の方が優れている面もあるんじゃないかと、言わば役人商売と比べてです。

だから、まさに国立競技場をどういう形で運営するかということが、なぜ民間では企画・立案できないのかと。

文部科学省の方からは、健全な青少年の政策目的を示していただいて、その目的に従って民間がよりよい企画・立案をするということが、なぜ官でなければできないのかということですか。

岡本企画・体育課長 御指摘はあろうかと思いますが、それぞれについてざっと順番にどういう考え方だけを。

水井課長補佐 スポーツ医・科学に関する研究・支援業務でございます。これは、日本スポーツ振興センターの中にあります、国立スポーツ科学センターという組織がございますが、そちらの方でトータル的にスポーツの医・科学研究をし、コーチングやトレーニングの方法、戦術の開発等をして、そういうものをオリンピック選手等の競技に生かしていくと。こういった成果がアテネオリンピックに見られますように、過去最高のメダル数の獲得につながっていると、こういう事業でございます。

土松課長補佐 次に助成でございますけれども、こちらにつきましては、スポーツの競技水準の向上や、スポーツの普及のための助成業務に関わる助成対象者、それから助成金額の決定が、国のスポーツ振興施策を具体化するための重要な方策そのものであり、民間では確実に実施される保証がないというのが、まず一点。

もう一点は、生涯スポーツ、競技スポーツの施策を総合的に実施する必要がありますけれども、ある特定種目に特化したような助成が行われる可能性がありますということでございます。

井上課長補佐 災害共済給付につきましては、先ほどありましたように、国、学校の設置者及び保護者の三者の負担による互助救済制度となっております、民間の保険とは異なる性格を有しておる制度でございます。

災害共済給付は、そういった意味で我が国唯一の公的給付制度として定着して、学校教育の円滑な実施に資する制度として重要な役割を果たしているところでございます。

この制度自体は、昭和 35 年から現在に至るまで、センターが制度運営を行ってきたところですが、45 年間に蓄積されたノウハウで、センターが有します適切な審査を行うための経験を有した審査担当職員を有していると。

あるいは、今年度から始めましたけれども、業務の効率化を行うために災害共済給付オンライン請求システムというのを立ち上げましたけれども、そうしたシステムを有するセンターの方で行うことが一番適切であると考えております。

なお、そこに書かせていただきましたように、オンラインシステムの運用につきまして、管理業務は、既に民間に委託してやっただいているという状況でございます。

最後に、健康に関する研修調査等につきましてですが、これも極めて公益性の高い事業でございますので、今まで蓄えてきた知識、あるいはネットワークを活用いたしまして、センターの方で業務を行うことが適切であると考えているところでございます。

八代主査 下から 2 番目の災害共済給付ですが、これは一種の保険ですね。

井上課長補佐 災害が起きてけがした場合に、医療費、障害見舞金、死亡見舞金を給付するという制度でございます。

八代主査 保険料は、三者から取っていると。

井上課長補佐 共済掛金として、保護者、設置者が負担して、それで国が制度全体について国庫補助しているという状態でございます。

八代主査 普通の保険なのに、なぜ民間の保険会社ではできないような特殊なものなんですか。

井上課長補佐 目的が、先ほど申し上げましたように、学校教育の円滑な実施に資するという目的がございますので、一般の保険業務とは性質が異なるというところが大きいかと思えます。

八代主査 なぜ学校教育の健全な目的ということであれば、普通の保険会社ができないような特殊な技術があるんですか。

井上課長補佐 まず、学校教育の円滑な実施に資するという部分が、やはり判断基準、大きな目的として入ってきておりますので、そういったことに周知している35年間のノウハウを有するセンターが、今、行っているというところでございます。

美原専門委員 それは、保険機能と全く関係ないじゃないでしょうか。

黒川委員 普通私立の学校では、一般にそれぞれ民間の保険会社等、こういうシステムを持っているんじゃないですか。だから、多分公立の学校で小学校とか中学校とか、そういう部分がこういうふうになっていて、小規模でなかなか1校ではできないところはこうなっているかもしれないけれども、普通の大きい学校は、みんな学校で民間の保険会社と対応していませんか。

井上課長補佐 小学校でいいますと、ほとんどの学校がこの共済給付制度に子どもたちが加入して行っているというところでございます。

この災害共済給付制度自体は、学校の管理下の事故ということが限定されておりますので、そこから漏れる部分が当然出てきます。あるいは子どもたちが、これは被害を受けた場合の給付でございますけれども、外で教育を受けている課外指導とかの場面で子どもたちの方が加害者になった場合とかは、当然出ませんけれども、そういった部分で補完的に地域で保険に入っている例はあるかと思えますけれども、機能的には災害共済給付制度に加入されているという理解であります。

安念専門委員 例えば、体育の時間にけがをするというのが最も典型的だろうと思えますけれども、そういう場合に、あらかじめどういうけがに対して、どれだけの給付をするというのは、当然ながら決まっているわけですね。それを民間の保険会社がやるのと、ここがやるのと何か違いがあるんですか。

井上課長補佐 まず、どういう経過かというところでございますけれども。

安念専門委員 こちらが伺いたいのは、審査に何か違いが出てくるかということです。保険というのは、審査しない保険というのはないわけで、1件1件について保険給付すべきかどうか、あるいは給付するとしてどの程度すべきかというのが保険の審査です。

今、井上さんがおっしゃったのは、何か審査そのものに違いが出てくるんだということであったので、今のような具体的な事故を想定した場合に、民間の保険会社にこの仕事をやらせた場合と、ここで独立行政法人でおやりになる場合と、何か違いが出てくるんでしょうかということをお伺いしたいのです。

井上課長補佐 まず、審査の基準につきましては、法令がございます。一番上にありますセンター法があります。その下に政令、省令がございますけれども、そのほかにセンターが定めております給付基準、あるいは慣例の通知等で基準を定めておりますけれども、プラスそれだけでは拾い切れない部分がございますので、実施事例とか、過去の事例等との集積で、学校の管理下であるかどうかという判断が出されてくるという点があります。

安念専門委員 それは、民間の保険業者でもみんな同じです。

美原専門委員 今、おっしゃっているのは、まさに保険の機能を説明されているわけで

あって、普通の保険会社と全く同じ考えです。それが民間でやるか否か、なぜ国がやらなければいけないのか、なぜ文科省の独法がやらざるを得ないんでしょうということに、お答えになっておられない。学校教育の重要性とか、そういうことに触れられましたけれども、保険の機能とどこがどう違うんでしょうか。本当に国がやる必要はあるんでしょうか。

岡本企画・体育課長 民間にやらせたら、こういうまずいことが起こるというのを例でもいいから、言ってみて。

安念専門委員 岡本さんのおっしゃるとおりです。

岡本企画・体育課長 施設の場合には、例えば内部のディスカッションでは、契約の形態にもよるかもしれませんが、例えばコンサートをやるともうかるわけですね。コンサートをやった方が、陸上競技よりももうかるわけです。そうすると、コンサートばかりやって、もうけ主義に走るのではないかと。それは契約でしようと言えば、それまでですけれども、というような危惧があるわけですね、担当としては。

ですから、例えばハコモノの場合です。ですから、それをそれぞれ何かそういうのがあるかということです。何か保険の場合には、民間でやったら、例えばこういう悪いことが起こりますと。

井上課長補佐 審査の適正化ということがあるかと思えますけれども、審査する際に、やはりこの基準を適用するかどうか、学校の管理下であるかどうかという判断をするときに、やはり学校教育の実情でありますとか、今までの例というものから、法令の範囲内で一番の目的であります、学校教育の円滑な運営に資する。

具体的には、子どもたちの災害を速やかに救出するということが大前提ですけれども、災害に関する紛争あるいは対立というものを学校内で生じないようにしていくと。そういういろんな教育的な配慮もございまして、そういった観点を総合的に使いながら審査していく必要があると思います。

福井専門委員 保険給付でいろんな配慮というのは、具体的には何をやるんですか。仕事は保険の審査と給付でしょう。

井上課長補佐 そうです。

福井専門委員 そこで、学校内についてのいろいろな配慮というのは、何をやるんですか。

井上課長補佐 審査の際に、この制度が適用になるかどうか、範囲がどうかというときに、やはりそこに規定だけでは判断できない部分。

福井専門委員 どういう場合ですか。あいまいな規定なんですか。学校の管理下かどうかというのは、契約条項による一種の法的概念です。それがどういう場合に判断しにくいんでしょうか。

判断しにくいものが、機構の職員の方が、保険会社の、言わば保険給付のプロよりも、なぜたけているとアプリアリに言えるのですか。

井上課長補佐 1つは、この事業を昭和35年から開始してやっておりますけれども。

福井専門委員 35年から職員や組織体制は一切変わっていないんですか。

井上課長補佐 それは入れ替わっております。

福井専門委員 人事異動もあるでしょう、組織改編だってあるでしょう。しかしちゃんと引き継いでやっているんでしょう。

井上課長補佐 そうです。

福井専門委員 だったら、だれかに引き継ぐことさえ物理的に可能であれば同じことですね。

黒川委員 この分野というのは、400人弱の人の中の何人ぐらいの人が対応されていて、それが全国の小中学校をコンプリヘンシブに抱えて管理されているんですか。

井上課長補佐 まずは、本年度からですけれども、支所体制という形で、6か所の支所に災害共済給付の審査の件が入ってまいりますけれども、その支所で、現在6支所で合計で138名の職員がおりまして、この部分につきましては、本部の職員よりも異動が少なく、専門的にやっている職員が多いという状況でございますけれども、本部の方では、実際に関わっている財務とか、総務部分を除きますと、10名程度の職員が関わっているというような状況でございます。

福井専門委員 基本的にどこそこの管理下とか、だれその例えば運行中とかというのは、極めて厳格な、裁量性のない概念ですから、そういうことであれば、別に保険会社で簡単にできるわけです。多分おっしゃっているのは、もう少し複雑な裁量的業務をやる場合には、ひょっとしたら経験とかが関係があるかもしれないけれども、保険の審査と給付ですから、これは普通は民間の方が優位性があるというのが常識ですね。やはりこれは再検討していただく必要がありますね。

八代主査 ほかの業務もあるので。

それから、国立競技場193人と書いてあるけれども、1か所だけで193人おられるわけですか。

前田課長補佐 申し訳ございません。一番最初の193名という数字は、日本体育学校健康センターに統合したときの国立競技場の数字でございます、今はずっと少なくなっております。

福井専門委員 施設運営に何人ぐらいが関わっているんですか。

前田課長補佐 45名です。

福井専門委員 45名が施設管理を専業でやっておられるんですか。

前田課長補佐 施設と、それからスポーツ関係の研修会の開催、スポーツ教室の企画であったり。

福井専門委員 この上の7ページの表で言うと、施設運営と研究研修をまとめて45名でやっていらっしゃるということですか。

前田課長補佐 はい。

黒川委員 保険の分野で180ぐらいいらっしゃるということなんですか。さっきの話だ

と、全国の6か所の支所で。

前田課長補佐 6か所ございますけれども、それを併せて183名。

福井専門委員 施設の専門家と研修とか、スポーツ教室の専門家は違いますね。

井上課長補佐 失礼しました。今のは138名でございました。

福井専門委員 同じ人がやっているんですか。

前田課長補佐 違う係がやっております。

福井専門委員 いわゆる施設のプロは何人ぐらいいるんですか。要するに管理の専門家です。

前田課長補佐 約半数。

福井専門委員 22~23人ですね。残りが研修業務。

前田課長補佐 はい。

福井専門委員 研究業務というのは。

前田課長補佐 研究業務の方は、スポーツ科学センターの方でやっております。

福井専門委員 研究業務は何人ぐらいでやっていますか。

水井課長補佐 定員で15~16名程度でございます。

福井専門委員 皆さん、研究員の方ですか。

水井課長補佐 これは研究部に属している職員です。

福井専門委員 15名ぐらい。

水井課長補佐 はい。

福井専門委員 どういう研究成果が出ているんですか。

水井課長補佐 わかりやすい例でいいますと、アテネオリンピックで北島選手が金メダルを取りましたけれども、事前の低酸素状態における極限状態での肉体トレーニングで、いろいろ筋肉組織を分析したりとか、それから飛び込みのフォームであるとか、泳いでいるときのフォームとか、そういうのを全部定点観測とか、いろいろカメラで取り入れて、それを分析して、他国の選手との競争に応用していくとか、そういう科学的な研究です。

福井専門委員 レポートとか、論文集のようなものは出されているんですか。

水井課長補佐 はい。年報とか、そういうのを出していますし、すぐ成果がオープンにできませんものですから、各国が競争している部分がありますので、まず、身内で、日本国内だけで研究成果の発表をして、それがだんだんオープンになっていくという形になっているかと思えます。

福井専門委員 後ほど、そのレポートの最近2~3年の分、それからどういう研究員、どういう経歴や学歴の方がやっておられるのかについて、後ほどいただけませんか。

八代主査 例えば、筑波大学とか、いろんなところの体育学科でもやっているような、普通の大学ではできないものなんですか。

水井課長補佐 このスポーツ科学センターにおきまして、各競技の支援をしているわけでございますけれども、そういう科学や情報や医学などが、すべて一体となって集中的にそういう支援をしていくと。いろんな研究とか、そういうフォーム分析をしていくということをやっているところであります。

草刈副主査 その対象はだれなんですか。例えば、オリンピック選手に限るとか、それから、今、八代さんが言われたように、ほかにもいろいろ学校とか、企業とか、あるいは研究所でやっていますね。その辺が一体どうなっていて、つまり何のために国家的事業として、ここでやらなければいけないというか、どういうふう限定してやっているのかということの説明していただかないと、納得できないんですけれども。

水井課長補佐 学校体育とか、そういう意味ではございませんで、我が国の国際競技力の向上という政策目標に基づきまして、オリンピックとか、国際大会とか、そういうのに出るような選手についての支援をしていくという施設でございます。

福井専門委員 目標がそうであるにしても、直営の、言わばこの職員が直にやらないといけないかどうかということは、また別問題ですから、例えば大学のスポーツ医学の専門家に委託をするとか、請負いでやってもらうとか、あるいは民間の研究所でもいいですけども、それではなぜ支障があるのかということですよ。

翁専門委員 施設運営の稼働日数というのは、何か目標を置いておられるんですか。今、2ページのところで、もし、民間でやることによって、きちんと政策目的について客観的な基準を設けておけば、民間に丸ごと委託して、運営して、もう少し稼働率を上げていくというような考え方はないのでしょうか。

前田課長補佐 稼働日数につきましては、中期計画を定めるときに、過去5年間の、例えばその年だけやるような大会というのを除きまして、その平均値を取りまして、それプラス努力目標を付けて稼働日数をしておりますので、この稼働日数につきましては、その後の実績によりまして見直すこととなります。

勿論、365日稼働できるわけではございませんし、それから国立競技場、ラグビー場等につきましては、芝生をある程度きちんと生やさない、きちんとした大会ができないものですから、その部分稼働できない部分がございます。

それ以外につきましては、できるだけ稼働、ですから申し込みがあれば、空いていれば利用していただくということをやっております。

福井専門委員 管理なんかは一番包括委託になじみそうに思うんですけども。先ほどコンサートばかりになってしまうのではないかという課長からのお話がありましたけれども、もし、そういう御心配があれば、例えばコンサートは年間何日以内だとか、逆にスポーツ競技を何日以上という大きな大綱的な基準を契約の中に盛り込んで、その枠内で、要するに絶対に押さえてほしいことは明記した上で、それ以外は自由にやって、できるだけ収益を上げてくださいというような包括委託の在り方もあると思います。そういう選択肢も是非御検討いただければと思います。

草刈副主査 今と関連するんですけれども、施設運営の3つのところ、これの収支がどうなっているのかわからないので、当然収入もあるわけでしょうから、いわゆる概略のP/Lを次回というか、紙でいいですから、見せていただきたい。人件費も含めてです。それが1点。

もう一つ、t o t oの話ですが、実は大変に疑問に思っているんです。サッカー協会がああいう形でやっていて、インテンションはわからないでもないですが、一方、さっきの収支表を見せていただきますと、事業としては完全に破綻してしまっているんですね。それで、いろいろ御工夫はされていると聞いているけれども、これが13年度の600億になるか、ならないかというのは、相当の疑問だというのが1つ。それから、これは全然償還ができていない。

それからもう一つ、いわゆる博打に助成金を出すというのは、一体いかなものかと、どうしてそんなことまでして、この事業を支えていかなければいけないのかと。

競馬にしても、あれは国がやっているんでしょうけれども、競輪なんて民営ですね。とにかく助成金とか、こういうものを博打の中に持ち込むというのは、極めて不健全ではないかと思うんですが。

八代主査 不健全というか、もっとも博打はもうけるためにやっているわけで、補助金を出すためにやっているわけではないんじゃないかと思うんですけれども。

草刈副主査 だけど、もうからなくても収支均衡ならいいんだけど、補助金を出してまで赤字になってしまうというのは、どう考えてもわからないですね。

八代主査 福祉とは違うわけですね。

岡本企画・体育課長 この事業に対する助成金は出ていないんですがございますけれども、これは完全に独立採算です。

八代主査 これは何ですか。

岡本企画・体育課長 失礼しました。これはt o t oの売上から、競馬とかと同じで、何と似ているんだろう。宝くじなんかと似ていますね。それから、最初におっしゃいました600億まで戻るかというお話でございますが、実は制度設計しましたときに、どれくらい売れるかというのが、1,600から2,000億。

大体毎年の経費が、ここにありますように、200億ぐらいかかることからスタートしまして、必死で削ってこうなっております。

ところが、18年度以降のシステムは、もともと何と申しますか、小さいエンジンで行こうと。大きいエンジンを積んでしまったので、燃費が悪くてひいひい言っていますけれども、もともと小さいエンジンで行こうということでございまして、どのぐらいにするんだっけ。数十億というレベルでやっていこうと思っております。

美原専門委員 その場合に1つ聞きたいのは、契約上のコミットメントをされていますね。それがために債務負担行為が設定されている。その債務認識の問題はわかりましたけれども、契約破棄をした場合、それが違約金となって、結局この事業は大赤字になるんじ

やないですか。受託会社との契約上、契約を破棄して新しい細分化されたものをやったときに、当然、受託会社は、御省あるいはこの事業団に対して膨大な損失金を要求してくるんじゃないですか。それでもって、この事業はだめになるんじゃないですか。

土松課長補佐 そちらにつきましては、当初、受託会社との契約期間が5年間ということで設定されておりますので、そこの満了まで行ってしまふ、今年度の末までいってしまえば、そこで違約金は発生しないという契約になっているようでございます。

八代主査 この初期投資というのは、何でこんなにかかったのですか。

美原専門委員 コンピュータシステムじゃないですか。

八代主査 コンピュータシステムのためなのですか。

岡本企画・体育課長 それから、今、機械がでかいんです。こんなでかい機械でやっておりますので、18年度からこのぐらいの機械でやるようになるんですけれども。

草刈副主査 運営費というのは、コンピュータですか。物すごく金がかかっていますね。

土松課長補佐 運営費は、結局のところ申し込んでいただくために、マークシートを刷ったり、それからそれを各販売店まで配送したり、そういったものも含めての運営費になっておりますので。

草刈副主査 それをインターネットでやろうというわけですか。

土松課長補佐 インターネットができれば、その分のコストは。

翁専門委員 助成金の交付というのは、どうやって決めているんですか、内部で委員会があつて決めているんですか。

土松課長補佐 これは、センターの方に外部の有識者の選定委員会をつくりまして、そちらの方で審査していただいて、それに基づいて交付の事務をやっているという形になります。

翁専門委員 外部有識者が決めているという感じですか。

土松課長補佐 はい。

翁専門委員 それだったら、競艇なんかと似ている仕組みですね。民間の財団法人でも同じ方式は採用できるということですね。

美原専門委員 この金額では、照明施設費ぐらいしか出ませんね。ほとんどころくは支援ができないですね。

安念専門委員 ちょっと、教えていただきたいだけなんですけど、資本金が2,000億にも上っておりますが、これは何か経緯のあることでございますか。

前田課長補佐 これは、今の国立競技場が国から33年に出資したもので、それからオリンピックのときの代々木の競技場、基本的にその土地、建物がほとんどでございます。

安念専門委員 そういう意味ですか、わかりました。

八代主査 では、次の時間もあります。もし、よろしければ、どうもありがとうございました。